第1章 2015年の国際情勢と 日本外交の展開

2015年の国際情勢と 日本外交の展開

日本が安全保障上及び経済上の国益を確保し、 自由、民主主義、法の支配、人権といった普遍的 価値に基づき、日本にとって望ましい国際秩序を 維持・発展させていくためには、国際情勢の変化 を冷静に把握し、その変化に対応しながら、戦略 的に外交を展開していく必要がある。

以下では、日本を取り巻く国際情勢及び国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、地球儀を俯瞰する視点で2015年に展開された日本外交及び今後の課題について、概観を記述する。

1 情勢認識

(1) 中期的な国際情勢の変化

【パワーバランスの変化】

21世紀に入り、特に中国やインドといったいわゆる新興国の存在感は増してきている。特に中国は、グローバル経済における影響力が増大する一方で、不透明な形での軍事力の拡大も指摘されている。

また、グローバル化の進展により、国際的な発言力を有するNGOや国家予算規模の収益を上げる多国籍企業などの非国家主体が国際社会においてより重要な役割を果たすようになっていると同時に、様々なテロの地域的拡散など懸念される状況が生じつつある。

米国は、軍事力や経済力のみならず、価値や文化といったソフトパワーを含めた総合的な国力において、今なお世界で主導的な地位を占めている。その一方で、新興国の台頭等によりパワーバランスの変化が生じており、また、国際秩序にお

ける強力な指導力の減退と多極化、国際課題の複雑化、さらには、力による現状変更の試みや秩序の不安定化の動きが見られる。

【脅威の多様化と複雑化】

大量破壊兵器や弾道ミサイル等の移転・拡散・ 性能向上に係る問題は、日本を含む国際社会全体 にとって大きな脅威となっている。

国際テロの拡散・多様化や、国際テロ組織等による大量破壊兵器の取得・使用の可能性の増大は、グローバル化の負の側面であり、引き続き国際社会の重大な懸念となっている。その観点からも、大量破壊兵器の不拡散、特に核テロ阻止のための核セキュリティ強化が重要になっている。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を含むコミュニケーション・ツールの進歩は、国際テロ組織のイデオロギー拡散と活動範囲の拡大にも利用されている。

さらに、近年の科学技術の進歩により、サイバー空間や宇宙空間といった人類の新たな活動領域が生まれているが、これは大きな機会と共に新たなリスクや脅威も生み出しており、適用されるべき規範もいまだ確立されていない。

【地球規模の問題の深刻化】

グローバル化の進展及び国際経済活動の拡大の 恩恵を受けつつ、高い経済成長を成し遂げている 開発途上国がある一方で、深刻な貧困から脱出で きずにいる最貧国もある。依然として1日1.9米 ドル未満で生活する貧困層は世界人口の1割程度 いるとのデータもある¹。貧困は、個々の人間の自 由と豊かな可能性を制限し、また社会的不公正・ 政情不安や暴力的過激主義の根源となっている。

1 世界銀行ホームページ

地球温暖化が、自然災害の増加や被害の拡大など地球の環境に深刻な影響をもたらすことが懸念されている。また、自然災害により最も被害を受けるのは社会で脆弱な立場に置かれた人々であり、貧困撲滅と持続可能な開発の実現にとって防災の取組は不可欠である。さらには、グローバル化により国境を越える人の移動が飛躍的に増加した現在、感染症の流行・拡大による脅威は深刻さを増しており、国際的な危機管理体制の強化が課題となっている。

【グローバル化が進む世界経済】

世界経済は、グローバル化の進展とともに世界的なサプライチェーンと金融システムが発達し、相互依存がこれまで以上に強まっている。これは更なる成長の機会を生み出す一方、リーマン・ショックや欧州債務危機等に見られたように、一地域の経済ショックや油価の下落が、同時に他の地域又は世界経済全体に対して影響を及ぼしやすくしている。

また、国境を越えた経済活動を更に円滑なもの とするために、ルールに基づいた経済秩序の維 持・構築の必要性が一層高まっている。

(2) 厳しさを増す東アジアの安全保障環境 【中国の透明性を欠いた軍事力の広範かつ急速な 強化と一方的な現状変更の試み】

中国の平和的な発展は日本としても、また国際 社会全体としても歓迎すべきことである。しかし ながら、近年顕著に見られる軍事面での中国の一 連の動向は、地域と国際社会全体の懸念を惹起し ている。

例えば中国は透明性を欠く中で、国防費を継続的に増大させるなど軍事力を強化している。中国の国防費は1989年から連続して、前年比ほぼ二桁の伸び率を示している。また、軍の指揮命令系統下にある組織ではないものの、海警局に代表される海洋法執行機関の組織体制と装備も強化されている。

また、中国は東シナ海、南シナ海などの海空域で、既存の海洋法秩序と相いれない独自の主張に基づく行動や、一方的な現状変更の試みを活発化させている。例えば、東シナ海では、尖閣諸島周

辺海域における中国公船等による領海侵入事案が 2015年もそれまでと同程度のペースで続いている。 さらに、2015年12月末以降は、外観上明らかに 機関砲を搭載した海警船による領海侵入も繰り返 し発生するようになっている。また、排他的経済 水域及び大陸棚の境界画定がいまだ行われていな い海域において、中国による一方的な資源開発が 継続している。これに加え、2015年11月には、中 国海軍情報収集艦が尖閣諸島南方の接続水域の外 側で反復航行する事案も確認された。南シナ海で は、中国による大規模かつ急速な埋立て、拠点構 築及びその軍事目的での利用等、現状を変更し緊 張を高める一方的な行動、さらにはその既成事実 化の試みが一段と進められており、日本を含む多 くの国から懸念が表明されている。また、南シナ 海をめぐるフィリピンと中国との間の紛争に関し、 フィリピンが開始した海洋法に関する国際連合条 約(国連海洋法条約:UNCLOS) に基づく仲裁 手続について、2015年10月に仲裁裁判所は、 一部の申立てについて管轄権を認める決定を下 し、11月に本案口頭手続を行ったが、中国は引 き続き仲裁手続に応じていない。

南シナ海をめぐる問題は、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存し、南シナ海における航行及び上空飛行の自由並びにシーレーンの安全確保を重視する日本にとっても、重要な関心事項である。開かれた自由で平和な海を守るため、国際社会が連携していくことが求められている(2-1-2(1)、2-1-6及び3-1-3(4)参照)。

【北朝鮮の不透明な動向】

北朝鮮は核開発と経済建設を同時に進める「並 進路線」を掲げており、2016年1月に国際社会の 制止を無視して4回目となる核実験を、2月には弾 道ミサイルの発射を強行した。国連安全保障理事 会(国連安保理)決議に明白に違反した北朝鮮の 核・ミサイル開発の継続は、日本の安全に対する 直接的かつ重大な脅威であり、北東アジア及び国 際社会の平和と安全を著しく損なうものである。

(3) 深刻化する暴力的過激主義と国際テロ

中東や北アフリカ等の政情が不安定で統治が脱弱な地域を拠点にして、国際的なテロ組織が活動

を活発化させている。特にイスラム過激派の武装勢力である「イラクとレバントのイスラム国 (ISIL)」は、2015年1月及び11月のパリにおけるテロ事件など拠点地域以外での多数の一般市民を巻き添えにするテロ事件や、2015年初めには日本人も犠牲になった外国人人質の殺害事件等を引き起こしている。ISILは、宗教的なイデオロギーを利用して国境や国民国家の存在を否定して、インターネット等を通じたプロパガンダにより他地域からも戦闘員を勧誘するなど、国際秩序に対する深刻な脅威となっている。また、ISILの活動によって多数の難民・国内避難民が発生しており、深刻な人道危機が発生している。

(4)対応を迫られるグローバル・イシュー 【難民問題】

現在、世界では紛争や迫害により居住地を追われた難民や国内避難民の数は約6,000万人にも上るといわれ²、その数はここ数年大きく増え続けている。中東・アフリカの政情が不安定な地域が難民・国内避難民の主要な発生地域となっており、特に2015年夏以降の欧州への難民流入は、国際社会の喫緊の課題となっている。

【感染症の拡大】

2014年以降西アフリカにおいて流行が拡大したエボラ出血熱は、最も感染が拡大したギニア、リベリア及びシエラレオネの3か国を含む全ての流行国について終息が宣言されたが、開発途上国の保健体制、日本を含む国際社会の危機管理体制、日本人が海外で罹患した際の体制等の改善の必要性を浮き彫りにした。また、2015年には中東地域を中心に流行している中東呼吸器症候群(MERS)コロナウィルスによる感染例が隣国韓国でも確認されたほか(韓国政府は2015年末に終息を宣言)、同年5月以降、蚊媒介感染症の1つで、妊婦が感染した場合に胎児の小頭症等への関連が指摘されているジカウイルス感染症が、ブラジルを始めとする中南米地域を中心に流行している。

【気候変動問題の深刻化】

2015年には、南米のペルー沿岸の広い範囲で

海面温度が高くなるエルニーニョ現象が大規模に 発生し、また、東アフリカで干ばつ・洪水や東南 アジアで森林火災が発生するなど気候変動問題の 深刻化と国際社会の対応の必要性が改めて認識さ れた。

(5) 日本を取り巻く国際経済のリスクと機会 【減速する中国経済と新興国経済】

2015年は、日本経済とも密接な結び付きを持つ中国経済の減速が見られ、6月以降の中国株式市場での株価下落は日本を含む世界の株式市場に動揺をもたらした。資源輸出に依存している新興国の経済にも、資源価格の下落等を要因とする低迷が見られる。

【アジア太平洋地域の成長】

日本を取り巻くアジア太平洋地域は、中長期的に見れば、人口増加や旺盛なインフラ需要など今後も相対的に高い経済成長が見込まれる地域であり、日本はこの地域の成長を取り込んでいくことが期待される。

2 日本外交の展開

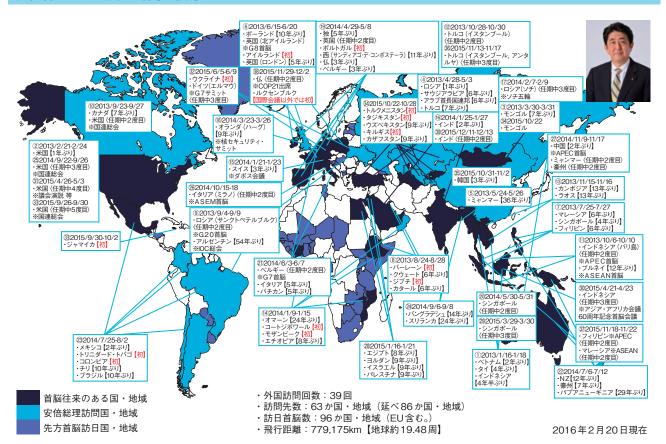
2015年は、第二次世界大戦の終結から70年目に当たり、戦後日本の歩みを振り返る年となった。 天皇皇后両陛下は、4月にはパラオを御訪問になり、戦争により亡くなられた人々を慰霊し、平和を祈念された。また、天皇皇后両陛下は、国交正常化60周年に当たる2016年1月に国際親善のために御訪問されたフィリピンでも、戦争により亡くなられた人々を慰霊し、平和を祈念された。

2015年8月に発表された内閣総理大臣談話では、 先の大戦への道のり、戦後の歩み、20世紀という 時代を大きく振り返り、その教訓を胸に刻んで、 戦後80年、90年、100年に向けてどのような日 本を創り上げるのかを世界に向けて発信した。

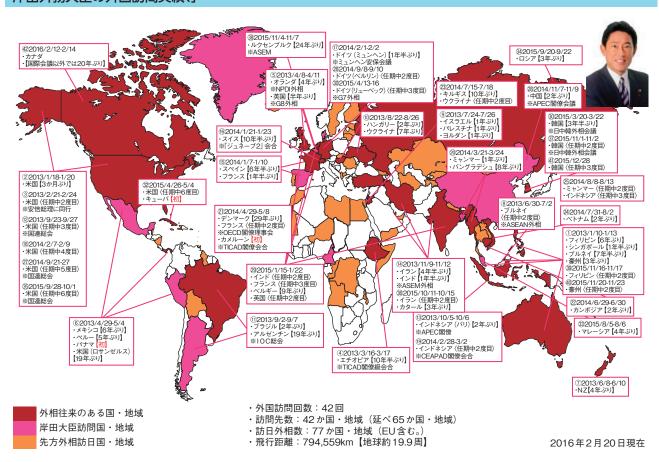
日本は、厳しさを増す国際情勢の中で国益の増進に全力を尽くすとともに、国際社会の平和と繁栄に貢献し、これまでの平和国家としての歩みを更に前に進めていく。

2 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)ホームページ

安倍総理大臣の外国訪問実績等



岸田外務大臣の外国訪問実績等



(1) 地球儀を俯瞰する外交と「積極的平和 主義」

日本にとって望ましい、安定しかつ予見可能性 が高い国際環境を創出していくためには、外交努力をもって世界各国及び国際社会との信頼・協力 関係を築き、国際社会の安定と繁栄の基盤を強化 し、脅威の出現を未然に防ぐことが重要である。

この観点から、安倍政権発足以降、日本政府は 国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場 から、国際社会の平和、安定及び繁栄の確保に貢 献する外交を地球儀を俯瞰する観点から展開して きた。

安倍晋三総理大臣はこれまで、63か国・地域 (延べ86か国・地域)を訪問し、400回近く首脳 会談を行った。岸田文雄外務大臣は、42か国・ 地域(延べ65か国・地域)を訪問し、604回外 国要人との会談(うち、外相会談は104か国と の間で延べ247回)を行った(2016年2月20日 時点)。この結果、国際社会における日本の存在 感が着実に高まり、安倍総理大臣と各国首脳、岸 田外務大臣と各国外相との個人的な信頼関係も深 まっている。

また、日本が継続して行っている、軍縮・不拡 散、平和構築、開発、防災、気候変動、人権、女 性、法の支配の確立といった地球規模課題への取 組は、「積極的平和主義」の取組の重要な一部分 であり、日本の外交努力とその成果は国際社会か ら高く支持・評価されている。

グローバル化や技術革新によって世界がつながり、脅威が多様化・複雑化している現在の安全保障環境においては、どの国も一国だけでは平和と安全を守ることはできない。国際社会も日本が国際社会の平和と安定のために積極的な役割を果たすことを期待している。2015年9月に成立した「平和安全法制」は、国民の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる事態に対して「切れ目のない対応」を可能にし、また、日本の国際社会の平和と安定に対する一層の貢献を可能にするものである。

(2) 日本外交の三本柱

日本の国益を守り増進するため、引き続き、①

日米同盟の強化、②近隣諸国との関係推進及び③ 日本経済の成長を後押しする経済外交の推進を三 本柱として外交に取り組んでいく。

【日米同盟の強化】

日米同盟は日本外交の基軸である。アジア太平 洋重視政策(リバランス)をとる米国と連携し、 今後も日米同盟をあらゆる分野で強化していく。

現在、日米同盟はかつてないほど盤石となっている。日米両首脳は、4月の安倍総理大臣訪米の際、地域や世界の平和と安定の確保に引き続き主導的な役割を果たしていくことを確認し、安倍総理大臣は、連邦議会上下両院合同会議で「希望の同盟へ」と題する演説を行った。また11月のアジア太平洋経済協力(APEC)の際の首脳会談では、日米同盟を基軸として地域の平和と繁栄のためにネットワークを構築していくことで一致した。

4月には、日米安全保障協議委員会(「2+2」)が開催され、新たな日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)が発表された。新ガイドラインは、平和安全法制とともに日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するものであり、その下での取組も含め、幅広い分野における協力を拡大・強化していく。

沖縄の負担軽減は政府として全力で取り組むべき問題であり、米軍の抑止力を維持しつつ普天間飛行場の危険性を除去すべく、一日も早い辺野古への移設に向けて取り組んでいく。

【近隣諸国との関係推進】

日本を取り巻く環境を安定的なものにする上で、近隣諸国との関係強化は重要な基礎となる。 11月には韓国において約3年半ぶりとなる日中韓サミットが開催され、3か国による協力の枠組みが完全に回復し、日中韓サミットの定期的開催が再確認された。

日中関係は、最も重要な二国間関係の1つである。両国は、地域と国際社会の平和と安定のための責任を共有している。前年の累次の首脳会談及び外相会談を踏まえ、日中関係は全体として改善の方向にある。日本としては、今後とも、各分野における対話と協力を進め、「戦略的互恵関係」の更なる推進に努めていく。その一方で、東シナ

海情勢は悪化していることを踏まえ、中国の尖閣諸島周辺における領海侵入や境界未画定海域における一方的な資源開発等については、日本として主張すべきは主張しつつ、引き続き、毅然かつ冷静に対応していく。

韓国は、戦略的利益を共有する最も重要な隣国である。11月の日中韓サミットに際して、第2次安倍政権発足後初となる日韓首脳会談が開催され、12月末の日韓外相会談では、慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることが確認された(P24「日韓両外相共同記者発表」参照)。また、日韓両首脳は、今回の合意を両首脳が責任を持って実施すること、また、今後、様々な問題に、この合意の精神に基づき対応することを確認した。この合意を受け、日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていく。

厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、アジア太 平洋地域における、自由や民主主義を始めとする 価値を共有するパートナーとの協力関係の強化が 重要である。基本的価値と戦略的利益を共有する 「特別な関係」にあるオーストラリアとは、ター ンブル新政権とも「揺るぎない戦略的関係」を確 認し、引き続き協力の拡大と深化を行っている。 「世界で最も可能性を秘めた二国間関係」にある インドとは、12月の安倍総理大臣の訪印の際の モディ首相との日印首脳会談において「日印新時 代の幕開け」が確認された。

東南アジア諸国連合(ASEAN)各国とは、首脳レベルを含めた要人往来や日・ASEAN首脳会議等を通じて、広範な分野で協力関係が一層強化されている。

ロシアとは政治対話を積み重ね、2015年は2回の首脳会談を実施した。また、最大の懸案である北方領土問題について、9月の岸田外務大臣のロシア訪問で平和条約締結交渉を再開した。北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すべく、一層力を入れて交渉に当たるとともに、様々な機会を活用して政治対話を積極的に行っていく。また、ウクライナ情勢の平和的解決に向け、G7の連帯を重視し、2016年にはG7サミットの議長国として積極的な役割を果たしていく。

北朝鮮については、2016年1月の核実験及び

相次ぐ弾道ミサイル発射を断固非難する。「対話と圧力」、「行動対行動」の方針の下、日朝平壌宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決を目指す。北朝鮮による拉致問題は、日本の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であると同時に基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的な問題である。日本としては、その解決を最重要外交課題の1つと位置付け、国際社会とも協力しつつ、全力を尽くしていく。

【日本経済の成長を後押しする経済外交の推進】

日本経済の成長を後押しする経済外交の推進は、 日本にとって最重要施策の1つである。資源の少ない海洋国家である日本にとって、開放的でルールに基づいた安定した国際経済秩序の維持と発展は極めて重要である。力強い日本を取り戻し、日本経済を再生させるために、G7、G20や世界貿易機関(WTO)、経済開発協力機構(OECD)、APECといった経済に関する様々な国際枠組みを活用し、国際経済秩序の構築に貢献していく。

10月には、約8億人の人口と世界の国内総生産 (GDP) の約4割を占める巨大な「1つの経済圏」 を生み出す環太平洋パートナーシップ(TPP)協 定が大筋合意に至り、2016年2月に署名された。 TPP協定はモノの関税だけでなく、サービス、 投資、知的財産、国有企業等について、幅広い分 野で21世紀型のルールを構築するものであり、 今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタン ダードを提供することが期待される。また、中小 企業を含む日本企業が、世界の成長センターであ るアジア太平洋地域の市場につながり、活躍の場 を広げていくであろうことも注目される。さらに 2015年には、日・オーストラリア経済連携協定 (EPA) の発効、日・モンゴル EPA の署名など、 二国間のEPAでも進展が見られた。こうして海 外市場の活力を取り込み、日本経済の成長につな げる基盤が着実に構築されている。

日本企業の海外展開を通じて新興国を始めとする諸外国の成長を取り込んでいくため、官民の連携が必要であり、安倍総理大臣及び岸田外務大臣を始めとして積極的にトップセールスを行っている。また、官民連携の業務を総合的に進めるため、9月には外務省に「官民連携推進室」が設置

された。今後もインフラシステムの輸出等を官民 一体となって進めていく方針であり、特に使いや すく長持ちし、環境に優しく災害の備えにもなる インフラ整備を目指す「質の高いインフラパート ナーシップ」を通じたインフラ投資を、アジアを 中心に推進していく。

(3) グローバルな課題への取組

2015年は戦後70年であるとともに、国連創設70年及び日本の被爆70年に当たる節目の年であった。10月、日本は国連加盟国中最多となる11回目の安保理非常任理事国に選出された。2016年は日本の国連加盟60周年であり、この機会を通じ、国連との連携を強化し、「積極的平和主義」の実践として、世界の平和と安定のための議論を今後もリードしていく。また、国連が国際社会の現実を反映し、課題により良く対応できるよう、包括的な国連改革における最重要課題である安保理改革の推進に努めていく。

【人間を中心に据えた社会の実現への貢献】

日本は、国際社会においても、脆弱な立場に置かれた人々を大切にし、個々の人間が潜在力を最大限生かせる社会を実現すべく、「人間の安全保障」の考えの下、国際貢献を進めてきた。

〈女性が輝く社会〉

「女性が輝く社会」の実現は安倍政権の最優先課題である。8月には前年に続き、「すべての女性が輝く社会」の実現を目標として、国際女性会議「WAW!」(World Assembly for Women)が開催された。

〈児童、障害者、高齢者〉

人権や基本的自由は普遍的価値であり、社会の中で脆弱な立場にある人々こそ、その十分な恩恵を享受しなくてはならない。国連総会第3委員会及び国連人権理事会では児童の人権についても議論が行われ、日本も積極的に議論をリードしてきている。2014年に日本は「障害者の権利に関する条約」の締約国となり、その国内法制度整備の一環として、「障害者差別解消法」が2016年4月に施行される予定である。また、日本は超高齢化社会に突入しており、高齢化社会に係る豊富な知見を世界と共有していく。

〈国際保健〉

個人を保護し、その能力を開花させる「人間の安全保障」において、保健は重要な位置を占める。日本が「人間の安全保障」の考えに立ち、保健を含む地球規模の課題の解決により主要な役割を果たすことは、正に「積極的平和主義」の実践である。強靱で持続可能な保健システムの構築は経済・社会の発展の基礎であり、国際社会の安定にもつながることから、日本は政府開発援助(ODA)も活用しつつ、世界の全ての人が基礎的保健医療サービスを受けられること(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ)を推進しており、また、感染症による公衆衛生危機に対する国際的な対応能力強化に向けて貢献している。

〈持続可能な開発のための2030アジェンダ〉

9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、日本もその策定に積極的に貢献した。同アジェンダでは、保健などミレニアム開発目標(MDGs)では十分に達成されなかった目標に加え、環境や格差など新たな目標を含む一連の持続可能な開発目標(SDGs)が掲げられており、全ての国が実施に取り組むこととされている。日本は同アジェンダを着実に実施し、「人間の安全保障」の考えに基づき、保健、教育等の課題やジェンダーや防災の主流化に取り組んでいく。

【繁栄への貢献】

〈新たな開発協力大綱〉

2月、国際社会におけるODAをめぐる環境の変化を踏まえて、「開発協力大綱」が閣議決定された。①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進及び③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協同による自立的発展に向けた協力の3点を基本方針とし、今後も様々な開発課題に積極的に貢献していく。

〈気候変動〉

地球規模での温室効果ガスの排出量の削減のため、12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、史上初めて全ての国が参加する公平かつ実効的枠組みであるパリ協定が採択され、日本も採択に際して積極的な貢献を行った。この歴史的な合意を全世界の気候変動対

策に関する取組につなげるよう貢献していく。 **〈防災〉**

幾多の災害を経てきた日本にとって、防災は強みを生かせる分野である。日本は3月に仙台市で第3回国連防災世界会議をホストし、各国の政策に防災を取り入れる「防災の主流化」を推進した。

〈科学技術の外交への活用〉

安全保障、グローバル課題、国際協力など外交 の様々な局面で日本の優れた科学技術を活用する 科学技術外交を推進すべく、9月には、外務大臣 の科学技術顧問が任命された。

【平和への貢献】

〈軍縮・不拡散への積極的取組〉

唯一の戦争被爆国、そして国際社会の責任ある一員として、日本は核兵器のない世界の実現に向けて国際社会の取組を主導してきた。現在の国際的な核軍縮・不拡散体制の基礎となっている核兵器不拡散条約(NPT)体制を維持・強化すべく、被爆70年という節目の年に開催された2015年NPT運用検討会議で議論をリードした。

〈国際平和協力の推進〉

日本は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から国連平和維持活動(PKO)への協力を重視しており、これまで計13の国連PKOミッションなどに延べ1万人以上の要員を派遣し、国際平和協力の分野での実績は国内外から高い評価を得ている。現在は国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に対し、2011年から司令部要員(2016年2月現在4人)を、2012年から施設部隊(2016年2月現在353人)を派遣している。

〈テロ・暴力的過激主義対策・難民支援〉

2015年において、国際社会は深刻化するテロとその根底にある暴力的過激主義への対応を迫られ、6月のG7エルマウ・サミット(於:ドイツ)首脳宣言でもテロと暴力的過激主義に対する闘いが言及された。日本は、2月に約1,550万米ドルの中東・アフリカでのテロ対処能力向上支援を表明したほか、12月には外務省に「国際テロ情報収集ユニット」を設置し、国内外の日本人の安全確保に全力を挙げている。

シリア危機が長期化する中で発生している大量

の難民問題に関して、9月の国連総会において安倍総理大臣から、シリア・イラクの難民・国内避難民向けの支援として約8億1,000万米ドルの支援や、EU周辺国に対する約250万米ドルの人道支援を実施する旨表明した。さらに11月には、EU周辺国に対する約270万米ドルの追加的な支援を表明した。また、2016年2月にロンドンで開催されたシリア危機に関する支援会合では、難民・国内避難民を抱えるシリア・イラク及び周辺国に対する約3億5,000万米ドルの支援を表明した。

〈法の支配の強化への積極的取組〉

南シナ海において見られる大規模かつ急速な埋立て、拠点構築及び軍事化利用等の現状を変更し緊張を高めるあらゆる一方的な行動に対しては、開かれた海洋の維持・発展のため、「海における法の支配の三原則」に基づき、ODAも活用しつつ関係国と連携して取り組んでいる。

ソマリア沖・アデン湾、アジアにおける海賊対 策等を通じた海上交通路の安全の確保及び宇宙空 間やサイバー空間における「法の支配」の実現と 強化、さらに北極における新たな機会と課題に取 り組んでいく。

(4) 対外発信と外交実施体制の強化

【戦略的対外発信】

2015年においては、平和国家としての歩み、アジア太平洋地域や世界の平和と発展に対する貢献等を発信した。2016年は日本のG7伊勢志摩サミットの主催を始め、日本が国際社会の議論をリードする多くの貴重な機会がある。こうした機会を十分に活用し、日本の正しい姿を強く発信していくとともに、日本の多様な魅力を生かして、親日派・知日派を拡大し、日本の対外発信を強化していく。

【外交実施体制の強化】

外務省は、総合的な外交実施体制の強化に引き 続き取り組んでいる。更なる合理化のための努力 を行いつつ、他の主要国に劣らぬ外交実施体制の 水準を確保できるよう、在外公館体制及び人員体 制の整備に努めていく。

特 集 天皇皇后両陛下のパラオ御訪問

天皇皇后両陛下は、戦後70年の節目に当たる2015年の4月8日から9日まで、戦没者の御慰霊と日本とパラオ共和国との友好親善関係増進のため、パラオ共和国を御訪問になりました。ペリリュー島の西太平洋戦没者の碑及び米陸軍第81歩兵師団慰霊碑での慰霊行事は、パラオ、ミクロネシア連邦及びマーシャル諸島共和国のミクロネシア3国の大統領夫妻も出席して行われました。両陛下は、先の大戦において亡くなられた人々をしのび、世界平和への思いを込めて、日米両方の慰霊碑に御供花されたほか、パラオ、ミクロネシア及びマーシャルの大統領夫妻ともお会いになりました(パラオを含む太平洋島嶼国との関係については、2-1-5(3)参照)。

天皇皇后両陛下パラオ御訪問の回想

今回の御訪問は、パラオにとっても歴史的な行事でした。 特に、両陛下の御訪問実現を何としても成功させたいとのレメンゲサウ大統領の強い思いは、パラオ政府全体から国民に行き渡り、御訪問準備の過程においても、大統領のリーダーシップが感じられました。また、ミクロネシアのモリ大統領夫妻及びマーシャルのロヤック大統領夫妻をパラオに招待し両陛下を共にお迎えしたいとのアイディアも、レメンゲサウ大統領のものでした。両陛下のお気持ち及び相互の連帯の強いミクロネシア及びマーシャルの首脳の感情も考慮した上での配慮であったと思われます。

パラオでは第2次世界大戦終了まで30年間パラオを統治した戦前の日本の天皇陛下のイメージが年配者を中心に残っていることもあり、御訪問前には両陛下の人物像に大きな関心が持たれていました。今次御訪問期間中、両陛下が沿道に詰めかけた大勢の奉迎者に対してお召し車の窓を開けて手を振って笑顔でお応えになり、また、ペリリュー島の住民を含めて数百人の市民、公務員等と心を込めて握手をされ、お言葉を交わされたことは、パラオ国民が両陛下のお人柄に直接触れる機会となりました。

両陛下の真摯な御慰霊の御様子そして数多くの奉迎者や関係者に示されたお心遣いは、両陛下そして日本に対する好感度を高め、日本とパラオそして日本とミクロネシア及びマーシャルとの友好親善関係のより一層の強化につながりました。

駐パラオ特命全権大使 ● 田尻 和宏





「西太平洋戦没者の碑」に供花される天皇皇后両陛下(4月9日、 パラオ・ペリリュー島 写真提供:時事)



パラオ国際空港に到着し、地元の子どもたちの出迎えに手を振って応えられる 天皇皇后両陛下(4月8日、パラオ 写真提供:時事)

特集平和安全法制の整備

2015年9月、あらゆる事態に対し切れ目のない対応を可能にするとともに、国際社会の平和と安定に 一層貢献するための「平和安全法制」が成立しました。

政府は「平和安全法制」について、様々な機会を通じ、国際社会に対し透明性をもって丁寧に説明しており、アジア諸国や欧米諸国を含む、世界中の多くの国から支持と理解を得ています(制定の背景、制定に至るプロセス及び各国からの評価等については、3-1-1参照)。

制定の経緯

	日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、安全保障の法的基盤を再構築する必要がある との問題意識の下、集団的自衛権の問題を含めた憲法との関係につき研究を行うため、「安全 保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を開催
2014年7月	閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」 において、法案の作成に向けた基本方針を決定
2015年5月	「平和安全法制」関連2法案(平和安全法制整備法及び国際平和支援法)を国会に提出
2015年9月	衆議院・参議院合わせて200時間を超える審議の上、野党3党の賛成も得て「平和安全法制」が成立

「平和安全法制」の主な内容

○国際社会の平和と安定への一層の貢献

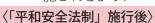
1. 国連 PKO 等の国際的な平和協力活動

〈従来〉

●国連が統括するPKOの枠組みで、伝統的な国家間紛争後の活動や、一国内の紛争後の国づくり支援において、輸送・施設活動等を実施

課題

- ・国際社会が対処する紛争の性質が、国家間紛争から一国内の衝突等やそれらの混合型へと変化するとともに、長期化する傾向にあり、また、紛争終了後、その当事国の国づくりに対する支援と、これを実施するために必要な安全な環境の創出が一層重要な役割に
- ・また、国連が統括しない枠組みにおいても、人道復興支援 活動や安全確保活動等の国際的な平和協力活動が幅広く実 施されるように



- ●従事可能な業務を拡充
 - ・いわゆる安全確保業務、いわゆる駆け付け警護、司令部 業務等を追加
 - ・統治機構(立法、行政、司法)への助言、指導の拡充
 - ・国防組織の設立・再建援助の拡充等
- 国連が統括しない国際的な平和協力活動(非国連統括型 PKO)への参加が可能に



南スーダンPKOにおいて活動する自衛隊施 野部隊



南スーダンにおいて自衛隊が設置した小学校 の簡易歩道橋

2. 国際社会の平和及び安全を脅かす事態への対応

〈従来〉

●テロ対策特措法などに基づき、インド洋での海上阻止行動を 行う諸外国の軍隊に対する洋上補給活動等を行い、国際社会 から高い評価を得てきた。

課題 • 一般

・一般法が存在しなかったため、平素からの情報収集・教育 訓練や、派遣を行う際の現地調査や各国との調整を迅速に 行えない状況であった。



洋上補給を行う補給艦

〈「平和安全法制」施行後〉

●国際社会の平和及び安全を脅かす事態に際し、一定の要件を満たせば、補給、輸送といった協力支援活動や、捜索救助活動、船舶検査活動が可能に

○あらゆる事態に対する切れ目のない対応

3. 自衛の措置としての「武力の行使」

〈従来〉

●自衛の措置としての武力の行使が可能なのは、日本に対する 武力攻撃が発生した場合に限られていた。

課題

・日本を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続 けている状況を踏まえれば、他国に対して発生する武力攻 撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、 日本の存立を脅かすことも今後現実に起こり得る。

〈「平和安全法制」施行後〉

- ●憲法第9条の解釈の基本的な論理を維持しつつ、解釈を見直し、 「新三要件」を満たす場合には、日本に対する武力攻撃が発生 していない場合でも、日本の存立を全うし、国民を守るための 自衛の措置として「武力の行使」が可能に
- ●日本の「専守防衛」との基本方針に変更はない。

〈新三要件〉

- (1) 我が国に対する武力攻撃 が発生したこと、又は我 が国と密接な関係にある 他国に対する武力攻撃が 発生し、これにより我が国 の存立が脅かされ、国民 の生命、自由及び幸福追 求の権利が根底から覆さ れる明白な危険があること
- (2) これを排除し、我が国の 存立を全うし、国民を守 るために他に適当な手段 がないこと
- (3) 必要最小限度の実力行使 にとどまるべきこと

4. 日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態への対応

〈従来〉

日本周辺の地域における日本の平和と安全に重要な影響を与 える事態に際し、米軍への後方支援活動が実施できた。

課題

・日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する 上で、あくまで米軍への支援が中核であるが、その他の外 国軍隊等との連携も強化することが不可欠

〈「平和安全法制」施行後〉

- 米軍及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動 を行う外国の軍隊等への後方支援活動が可能に
- ●また、実施可能な支援の範囲を拡充 (弾薬の提供、宿泊、保管、施設の利用、訓練に関する業務等)



後方支援活動

5. 在外邦人の保護

〈従来〉

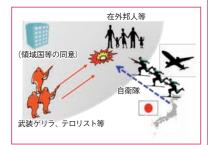
外国における緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する 邦人を当該外国から安全な地域に輸送することが可能

課題

・多くの日本人が海外で広く活躍し、テロなどの緊急事態に 巻き込まれる可能性がある中で、領域国等の同意がある場 合には、武器使用を伴う在外邦人の救出についても対応で きるようにする必要がある。

〈「平和安全法制」施行後〉

●領域国等の同意等の要件を満たす場合、輸送のみならず、警 護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置 を行うことが可能に



在外邦人の保護

〈グレーゾーン事態対応〉

閣議決定により、離島の周辺地域等において武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在し ない等の場合の治安出動や海上における警備行動等の発令手続を迅速化